

令和 6 年 度

(2024 年度)

大田区財政健全化に関する審査意見書

大田区監査委員

令和6年度大田区財政健全化に関する審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和6年度大田区財政健全化判断比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

なお、前監査委員 河野秀夫は令和7年6月30日まで関与し、監査委員 後藤 清は令和7年7月1日より関与しました。

また、監査委員 後藤 清は、地方自治法第199条の2の規定により、大田図書館長の所管する事項については、除斥されています。

令和7年8月26日

大田区監査委員 後 藤 清

大田区監査委員 鳥 海 伸 彦

大田区監査委員 しおの目 まさき

大田区監査委員 岡 元 由 美

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、区長から提出された令和 6 年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、大田区監査基準に準拠して審査した。

2 審査の期間

令和 7 年 6 月 2 日から同年 8 月 22 日まで

3 審査の方法

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かを主眼として、計数の確認、証拠書類等の照合及び説明聴取等により審査を実施した。関係部局等からの説明聴取は、令和 7 年 8 月 15 日に実施した。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であり適正に作成されているものと認めた。

(単位：％)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度 (参考)	令和4年度 (参考)	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率 〈一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率〉	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率 〈一般会計等の実質赤字額に 3 公営事業会計の資金不足額の合計を加えた、連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率〉	—	—	—	16.25	30.00
実 質 公 債 費 比 率 〈一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、3 か年の平均〉	△2.3	△2.1	△2.6	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率 〈一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率〉	—	—	—	350.0	

【備 考】 実質赤字額、連結実質赤字額又は将来負担比率がない場合は、総務省の記載要領により「—」で表示した。

第3 意 見

令和 6 年度決算における健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政が健全であることを認めた。